

事 務 連 絡  
令和 5 年 9 月 28 日

公益社団法人 日本観光振興協会 御中

観光庁参事官(外客受入担当) 付外客安全対策室

都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトの URL について

平素より観光行政の推進につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトについて、今般、厚生労働省より別添事務連絡の発出がありましたので、ご連絡致しますとともに、別添にあるとおり、既に終了しているサイト (<https://www.covid19-info.jp>) については、厚生労働省との関係がなくなっている点に留意願います。

事 務 連 絡  
令和 5 年 9 月 27 日

各都道府県衛生主管部(局) 御中  
各都道府県観光主管部(局) 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室  
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
観光庁参事官(外客受入担当)

#### 都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトの URL について

平素から厚生労働行政及び観光行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトの URL 変更について」(令和 5 年 5 月 29 日付け事務連絡※)を発出し、各都道府県において改めて適切な訪日外国人患者受入体制を整備・運用していただくようお願いしたところです。

※厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/content/001101559.pdf>)

当該事務連絡の中で、都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトについては、本年 6 月以降については、以下四角囲みの URL において情報を掲載する旨御連絡したところです。

現在、いくつかの自治体等のホームページにおいて、過去の厚生労働省の委託事業により開設し、既に終了しているサイトの URL (<https://www.covid19-info.jp>) を未だに掲載又は引用している事例が見受けられます。

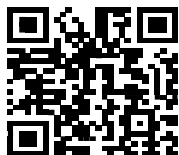
当該サイトの URL の利用は既に終了しており、現在の厚生労働省の事業とは全く関係がありませんので、貴管内において、本事務連絡の幅広い周知と関係機関等に対する速やかな削除や変更を御依頼いただきますよう、お願いいたします。

#### 【医療関係等相談窓口】

都道府県の外国人用相談窓口

以下のサイトに都道府県の外国人用の相談窓口の連絡先・開設時間・対応言語について掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_33166.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33166.html)



なお、各都道府県におかれましては、当該サイトの各都道府県の情報に関して更新等が必要になった場合、以下の連絡先まで御連絡をお願いします。

〈連絡先〉

厚生労働省 医政局総務課 医療国際展開推進室

TEL 03-3595-2317

Mail [kokusai-tenkai@mhlw.go.jp](mailto:kokusai-tenkai@mhlw.go.jp)